

第6期計画の保険料について（平成27年1月28日時点）

1. 事業費の修正について

介護報酬の改定見込み（△2.27%）により、事業費の見込みについて修正を行った。

（千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
標準給付費	総給付費	3,506,848	3,717,013	4,015,973	11,239,834
	（居宅サービス）	1,855,879	1,735,055	1,990,659	5,581,593
	（地域密着型サービス）	303,162	645,547	693,154	1,641,863
	（施設サービス）	1,363,274	1,361,687	1,360,394	4,085,355
	（利用者負担見直し）	△15,467	△25,276	△28,234	△68,977
	高額介護サービス費等	247,037	250,090	260,387	757,514
計		3,753,885	3,967,103	4,276,360	11,997,348
地域支援事業費		76,989	97,135	114,574	288,698
合計		3,830,874	4,064,238	4,390,934	12,286,046

※高額介護サービス費等には、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を含む。

2. 保険料の所得段階の設定について

(1) これまでの経緯

第3期（平成18年度～20年度）

税制改正の影響に伴う保険料激変緩和措置

第4期（平成21年度～23年度）

3期での激変緩和措置の終了により発生する負担増及びこれに準ずる所得層の負担を軽減するため、所得段階4段階のうち、「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が80万円以下の人の保険料率を引き下げる『弾力化』が保険者の判断で可能となり、本市においても負担割合を0.85とし、弾力化を行った。

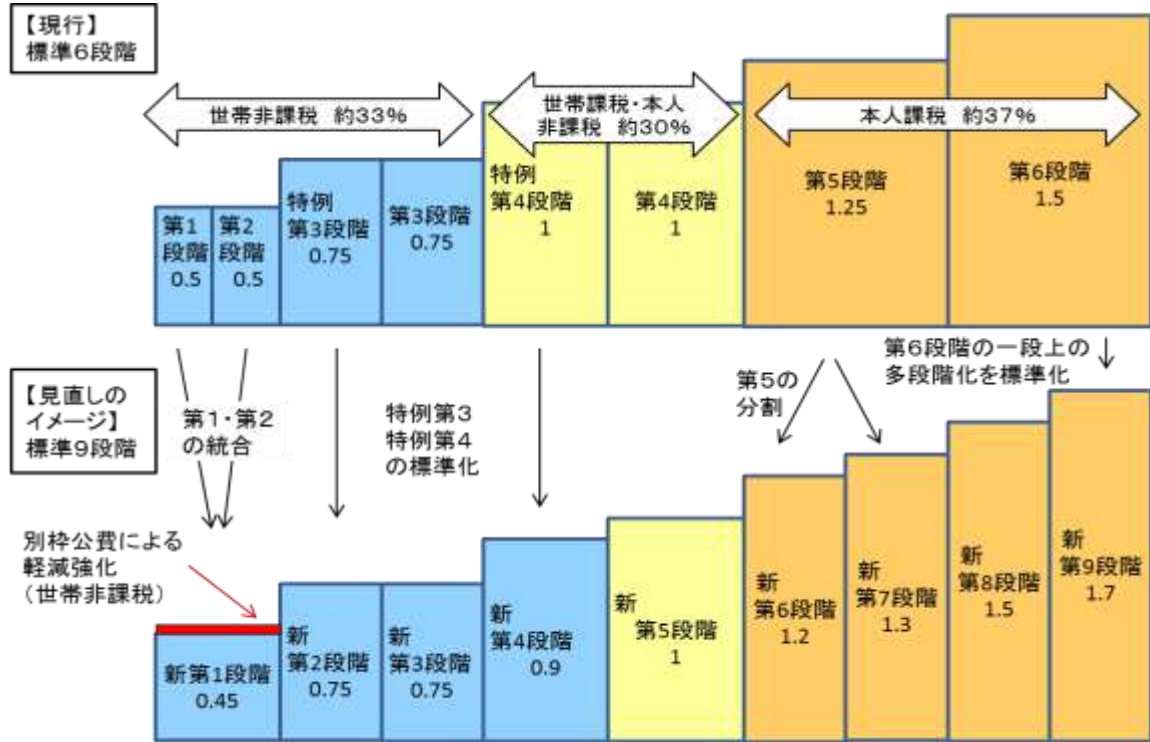
第5期（平成24年度～26年度）

第4期と同様の段階設定としたが、基準所得金額の改正により、190万円以上200万円未満の段階の負担額の上昇率が他と比べて高くなることから、この段階を区分設定し、保険料の著しい上昇を緩和することとした。

(2) 国が示す第6期における取り組み

所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。

なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。



3. 赤穂市の方針（案）

本市では、保険料増額による負担を全ての対象者に等しく求め、また、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、国の示す標準9段階を基本とし、保険料の著しい上昇を緩和するために、負担割合及び基準所得金額の見直し、保険料段階の細分化を行うこととする。

4. 保険料について

事業量及び事業費は現段階での見込みであり、介護保険給付費準備基金の取崩額の確定及び保険料段階の細分化を踏まえ保険料を算定する。

(1) 保険料の試算

(単位：千円)

	第6期	第5期	増減
標準給付費見込額	11,997,348	10,157,906	+ 1,839,442
地域支援事業費	288,698	214,212	+ 74,486
第1号被保険者負担割合	22%	21%	+ 1%
準備基金取崩額	25,000	75,000	△ 50,000
県財政安定化基金繰入	0	24,637	△ 24,637
保険料収納必要額	2,691,299	2,071,398	+ 619,901
保険料試算額（月額）	5,100円	4,350円	+ 750円

(2) 介護保険給付費準備基金の状況

(単位：千円)

	第6期	第5期	増減
期首残高	27,000	111,038	△ 84,038
取崩予定額	25,000	84,700	△ 59,700
期末残高見込み額	2,000	27,000	△ 25,000

基金の運用に係る利子収入があるため、期首残高—取崩=残高 とはなりません。

(3) 介護保険料の推移

	全国平均		県平均		赤穂市		国平均を100とした場合
	月額	伸率	月額	伸率	月額	伸率	
第1期	2,911円		2,903円		2,700円		92.8
第2期	3,293円	+ 13.1%	3,310円	+ 14.0%	2,900円	+ 7.4%	88.1
第3期	4,090円	+ 24.2%	4,306円	+ 30.1%	3,800円	+ 31.0%	92.9
第4期	4,160円	+ 1.7%	4,312円	+ 0.1%	3,300円	△ 13.2%	79.3
第5期	4,972円	+ 19.5%	4,982円	+ 15.5%	4,350円	+ 31.8%	87.5
第6期					5,100円	+ 17.2%	

5. 介護保険料段階 (案)

第4期			第5期			第6期 (案)		
対象者の内容	率	対象者の内容	率	対象者の内容	率	対象者の内容	率	率 (H29.4)
第1段階 生活保護、市民税世帯非課税で老齢年金受給者	0.5	第1段階 (現行のまま)	0.5	第1段階 (現行のまま)	0.45	0.3		
第2段階 市民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額≤80万円	0.5	第2段階 (現行のまま)	0.5	第2段階 市民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額 80万円超120万円以下	0.75	0.5		
第3段階 市民税世帯非課税(第2段階以外)	0.75	第3段階 (現行のまま)	0.75	第3段階 市民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額120万円超	0.75	0.7		
特例 4段階 本人が市民税非課税 課税年金収入額+合計所得金額≤80万円	0.85	特例 第4段階 (現行のまま)	0.85	第4段階 (現行のまま)	0.85 <0.9>			
第4段階 本人が市民税非課税(記以外)	1	第4段階 (現行のまま)	1	第5段階 (現行のまま)	1			
第5段階 本人が市民税課税 (合計所得金額125万円未満)	1.15	第5段階 (現行のまま)	1.15 <1.25>	第6段階 本人が市民税課税 (合計所得金額120万円未満)	1.2			
第6段階 本人が市民税課税 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	1.25	第6段階 本人が市民税課税 (合計所得金額125万円以上190万円未満)	1.25	第7段階 本人が市民税課税 (合計所得金額120万円以上190万円未満)	1.3			
第7段階 うち、合計所得金額190万円以上200万円未満	1.25	第7段階 本人が市民税課税 (合計所得金額190万円以上200万円未満)	1.35 <1.5>	第8段階 本人が市民税課税 (合計所得金額200万円以上)	1.4 <1.5>			
第7段階 本人が市民税課税 (合計所得金額200万円以上)	1.5	第8段階 本人が市民税課税 (合計所得金額200万円以上)	1.5	第9段階 本人が市民税課税 (合計所得金額200万円以上290万円未満)	1.5			
				第10段階 本人が市民税課税 (合計所得金額290万円以上400万円未満)	1.6 <1.7>			
				第11段階 本人が市民税課税 (合計所得金額400万円以上)	1.7			